

PTA等共済だより

第26号
2015/3/31発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

「PTA等共済法だより」が2周年を迎えました！

教育委員会—共済団体—文部科学省を繋ぐ情報共有ツールとして、平成24年3月15日に第1号を発行してから今回で2周年を迎えました。この「PTA等共済法だより」は、顔の見える情報共有、皆さんを繋ぐもの、となるよう、不定期発行ながらも、何とか月1回の発行を続けてまいりました。これも様々な形で協力していただいている教育委員会担当者様、団体担当者様のお蔭であります。今後も必要なサポートができるように、皆さんの声をお聞きしつつ、タイムリーな情報提供に心掛けていきたいと考えています。

発行2周年にあたり団体の皆さまからいただいた御感想や御意見等

- 私どもも世代交代の時期を迎えています。生徒減等の課題の中、よりよい共済事業継続に具体的に検討中です。このとき文科省PTA等共済室から示していただくタイムリーな情報が助けになります。各団体の紹介が励みになります。この背景には、中央の方向や各団体の実情把握に不断のご尽力があってのことと感謝しています。編集後記も編集者の熱くかつ温かい眼差しを感じます。研修会共々共済だよりも、1月に1回でなくても息長く続けていただくと願っています。(神奈川県立高等学校安全振興会 理事 早野通哲)
- 今年度から事務局になりましたので、わからないことだらけでした。なんといっても情報をどのように手に入れたらよいかかわからず、情報入手の手掛かりとして共済法便りの存在が心強かったです。ただ、法律をどう読むか、さらに財務諸表をどう読みどう作るかについてはまだまだ不安です。もう少し、素人にもわかるようなものにならないかなと思います。理事会や評議員会で説明しても伝わっていないように感じます。そのあたりを今後、充実していただけると助かります。よろしく願い申し上げます。
(横浜市安全教育振興会 山元泰弘)
- 「PTA等共済室」から発行されているこの「だより」も、早いものでもう2周年なんですね。私にとってこの「だより」はもちろん、共済の運営に関する様々な団体の抱えている問題・疑問についての回答や、他団体の紹介等も興味深く読ませていただいています。個人的にも思い出が詰まった紙面です。理由は、2点あります。1点目は、24年度に申請し、年度内ギリギリにやっと認可をもらった事を記念すべき第1号で掲載していただいたこと。(ですから掲載の並びも最後でした)県外の方へ公表するタイミングがなかったため、この「だより」で周知していただき嬉しかったことを覚えています。2点目は、第9号の「編集後記」で慰労(表彰)の際、名前を掲載していただけたこと。人生の中で「表彰」されることがほとんどなかった私は、少々照れくさい感じでしたが、しっかり自宅へ持ち帰り、家族に自慢しました(笑)。自分の仕事振りを理解してもらい、いいきっかけになったと思います。今後とも、このままの「読み手」側に寄り添った、誌面作成を続けていただければと願っています。(福岡県高等学校安全振興会 事務局 土屋和美)
- 毎回楽しみに拝見しております。他の団体がどのように取り組んでいるのかなど、の様子がよくわかり参考になります。特にFAQのコーナーは各担当者の具体的な問題点を掘り下げて答えていただいているので関心があります。
(全国子ども会連合会 梅野 奈穂子)

皆さん、ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

■新しく認可された団体の紹介 ～一般社団法人茨城県PTA安全互助会～

当会は平成27年度から、ようやくPTA共済法に基づく共済事業を開始できる運びとなりました。26年度までは社会通念上見舞金の上限とされる10万円を限度として給付事業を継続しており、PTA等共済法についても、早い段階から検討を開始しておりました。しかし、平成23年3月11日に起きた東日本大震災により事務局のあった建物が被災、使用不能となってしまい、仮住まい、移転を経て、やっと今日に至ったところです。

当会は前身より「PTA会長の応援団」として、会長がPTA活動の主催者責任を問われ、お見舞いや賠償といった事態に遭遇した際に、負担を軽くすることを主眼としておりました。少子高齢化の影響もあり、児童生徒を取巻く環境に改善の兆しが見えない中、法人となりましても、その精神はしっかりと受け継ぎ、PTA活動の活性化と安全安心な学校生活の維持に、少しでも寄与できるよう活動して参りたいと考えております。(理事長 石井美知夫)



前列左側から石井理事長、大津事務局長。後列、綿引事務局長

■FAQ Q1：準備金、責任準備金(異常危険準備金)、支払備金は年度末に積立てるものであると思いますが、どうして決算書では「負債」の欄に記載しているのでしょうか。積み立てなら「資産」ではないのでしょうか。

A1：準備金は、共済事業における不足金の補てんに備えるものであるため、共済事業が赤字になった時にその欠損を補填するものとして条件付きの債務(⇒負債)と言えます。また、異常危険準備金については、算出方法書で想定している災害発生率以上の災害が発生し共済金の支払が必要になったときの為に備えるもの。普通支払備金は年度末に支払義務が生じているもの。既発生未報告支払備金は経験上予測できる来年度以降の支払い額を、一定の算式等に基づいて、いずれも将来の支払わなければならない金額を合理的に算出したものです。よって債務として「負債」に表示することになります。ただし、負債として計算しただけでは、負債があるという事を認識しただけになるため、実際の財源を確保したことになりません。確実に支払ができるように、計算した負債額以上の現物資産を「資産」として確保しておく必要があります。負債として計上する際には「〇〇準備金繰入額」のように事業費の支出(減価償却費の計上のように、実際の支出を伴うものではありません。)として処理することになります。

■おしらせ ・次年度以降に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。

- ・3月12日付け事務連絡において、各都道府県教育委員会宛に「PTA等共済法に基づく共済事業の認可申請に関する意向調査について」を依頼しています。本調査は、平成27年4月1日(来年度)現在の共済事業の担当者や認可申請等の意向をお聞きするものです。異動等がある場合は、新しい担当者の方へ引き継ぎをよろしくお願いいたします。
- ・新たに本年4月から事業を開始した団体は、行政庁宛に「事業開始届」を御提出下さい。
- ・平成27年度第1回のPTA等共済法研修会は、自治体向け6月4日(木)13時～、団体向け6月5日(金)13時～の予定です。研修内容について御要望御意見がある場合は、是非ご連絡いただければと思います。申込案内等詳細は、4月下旬～5月上旬に御案内予定です。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：4月30日＞

■ 共済団体のご紹介

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（共済事業開始：平成26年4月）



2014/7/6安全促進フォーラム(愛知)

「安全普及啓発活動等の取り組み」

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟では、今年度「安全促進フォーラム」を全国6会場、326人の参加を得て開催いたしました。このフォーラムは、そなえよつねに共済の運用で得られた事故実績データを活用しながら、活動における事故発生数を低減できるよう、安全確保の徹底を参加相互のグループ討議を通じて学び、さらには、そなえよつねに共済および賠償責任保険の理解を深めることによって、より充実した活動が展開できるという内容で開催しました。

フォーラムでは、講師に現役の弁護士の方を迎えて開催しており、最初に、講師から実際にあった裁判所の判例の紹介があり、これを基に、参加者が臨時陪審員となって、事故の状況を討議するなどの工夫もこなしています。また、活動中の事故事例を基に、どんな事故が実際に起きているのか、その原因は何か、対策はどのようにするのか、なども事故実績データを活用しながら討議を行い、参加者からは、「ふだんの自分たちの活動で起こったという思いで安全対策の話合いが出来た」、「いろいろな視点や考え方を学べた」、「安全への共通認識を持つことができた」、「活動に潜む危険と対策についていろいろな意見を聞くことが出来た」などの好評の声が寄せられています。兎角に事故の発生を過大に心配すると、冒険的なプログラム、また、自分の限界に挑戦するようなプログラムが委縮してしまい、青少年にとって魅力のない、つまらないプログラムになってしまう恐れがあります。このフォーラムでは、具体的な事故事例を示すことにより、参加者自らがより安全対策について考え、安全に対する意識をより高めることによって、活動に対する自信につながる事ができたようです。（ボーイスカウト日本連盟 石井薫子）

一般財団法人山梨県高等学校安全互助会（共済事業開始：平成26年4月）

「共済事業開始一年を終えて」

1年目ということで、組織の内部管理態勢を整備しました。七つの規程（「共済事業の運営方針」、「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報保護規程」、「コンプライアンスの基本方針」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理の基本方針」、「リスク管理規程」）を策定し、コンプライアンス担当理事、リスク管理担当理事を配置しました。とりあえず形は整えましたが、実際に機能するかどうかは今後の課題です（^^）

また、給付共済金として新たに「特別死亡共済金」を追加しました。これは《スポーツ振興センターにおいて、学校の管理下での死亡と認定されず災害共済給付の対象とはならない場合について、安全互助会理事会において、学校の管理下に準ずる状況下における死亡と認定し、共済金給付を認めるとき》に給付する共済金です。学校の管理下に準ずる状況下（本県においては特に、模擬試験及びそのための登下校中）での災害に対する給付は、私自身必要であると以前から考えており、また学校現場からの要望もありましたので、実行いたしました。しかし、今後の少子化と学校の管理下における災害の多発を考えると、共済会計の収支バランスの動向を特に注視していく必要があると気を引き締めております。今後とも、文科省社会教育課PTA等共済室の皆様及び先行団体の皆様方のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。（事務局長 跡部 和）



跡部事務局長と中島さん

PTA等共済室

- 3月2日（月）一般社団法人岩手県PTA連合会立入検査（岩手県教育委員会に同行）
- 3月3日（火）岩手県教育委員会生涯学習文化課立入検査事後指導・研修等
- 3月13日（金）一般社団法人沖縄県高等学校安全振興会「PTA等共済事業研修会」

■ 民法改正について ～共済事業との関連～

法務大臣の諮問機関である「法制審議会」は、2月24日の総会で、民法の債権に関する規定を見直す要綱を作成し、法務大臣宛に答申しました。民法改正法案は、3月末に国会に提出され、早ければ今国会中に成立する見通しで、その後周知期間を経て施行される予定です。

PTA等共済事業に関連するものをいくつか紹介いたします。改正要綱要旨等によると、民法第724条不法行為による損害賠償の請求権について、通常不法行為とは別に、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効に関する規定が追加される予定です。PTA等共済法第9条第4項では、民法第724条の規定を準用していることから、新たに追加される規定についても合わせて準用されるように一部が変更になる予定です。また、新たに「約款」に関する規定が追加されるようです。「約款」と名のつくものには様々ありますが、契約後に発生するトラブルの多くは（消費者側の）買い手が、約款を読まずに契約することに起因しているようです。こうしたことに対応するものとして「約款」に関する規定が追加されるようです。共済制度にも「共済約款」というものがありますが、消費者（共済事業の場合は、共済契約者や被共済者など）の利益を一方的に害する項目は無効となります。実際の共済契約の締結においては、共済規程（事業方法書や共済約款など）に基づいて契約する旨の合意や、予め共済規程を契約の内容とする旨を共済契約者等に表示すれば、共済規程の個別の条項についても合意したとみなすことになるようです。

共済契約申込書や契約書の中に、共済規程に基づいて締結する旨を記載する必要があります。改正民法の施行日は未定ですが、次年度以降、共済契約申込書等の様式を見直す場合は、これらの考慮が必要となります。

■ 編集後記 昨年退任された共済団体の事務局長が、以前「最近、電車に乗るとみなスマホや携帯ばかり見ている。もっと外の景色を楽しまないと。」というお話をされていました。確かに、電車に乗ると自分も含めてほとんどの人が携帯やスマホばかり見えています。電車から見える東京の景色は、冬の間には枝だけになった桜の木々が、少しずつ生氣を取り戻し、全体が赤みがかり、白い綺麗な花が一気に咲きはじめ、まもなく満開を迎える頃です。目の前にあるスマホの情報ばかりを見て、季節の移り変わりや匂いを感じることなく、時間だけ過ごしているのです。前事務局長のこの言葉、目先の事だけにとらわれるのではなく、心にゆとりを持ち、前を向き全体を見よということにも思えます。この時期、進学や就職、異動等で、落ち着かない気持ちでいることが多い気がし、目先のことを片づけるのに精一杯になることが多いのですが、改めて将来の夢や希望、使命感に満ちて社会人となったあの頃を思い出し、初心にかえるのに良い時期でもあります。この3月末で退任される事務局長が数人いらっしゃいます。共済法の成立、共済事業の認可や運営にご尽力していただき本当に大変お疲れ様でした。佐藤補佐も課内で異動です。お疲れ様でした。（PTA等共済室：吉谷）